

第3章 立地適正化の方針

3.1 立地適正化における基本理念、方針

本計画の上位計画で、当町のまちづくり最上位の計画である『御代田町第5次長期振興計画』（後期基本計画：令和3年3月策定）では、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を将来像に掲げ、以下5つの施策大綱のもとに、基本構想のベースとして、4つのまちづくりの考え方を示しています。

<将来像>

歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田

<施策大綱>

- 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります
- 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります
- 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります
- 個性あふれ競争力のある産業振興のまちをつくります
- 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります

<まちづくりの考え方>

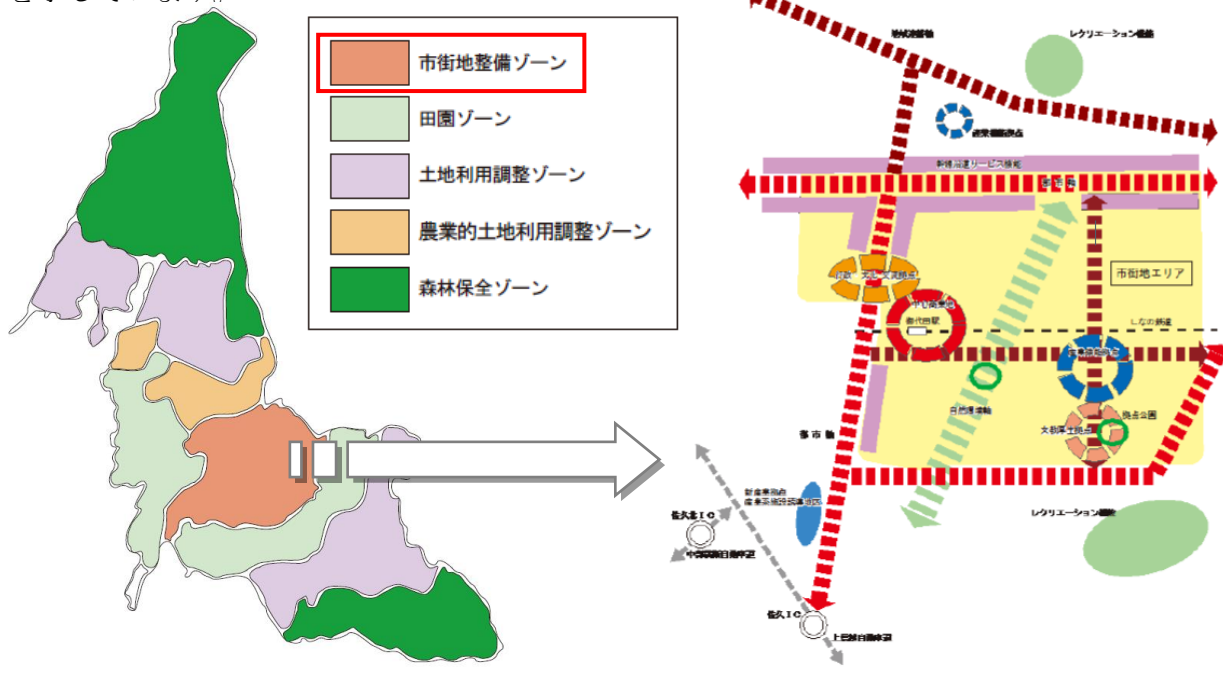
- ① 「自助」「共助」「公助」をベースとしたまちづくり
- ② 「安全・安心」をベースとしたまちづくり
- ③ 「小学校区単位」をベースとしたまちづくり
- ④ 「定住・交流」をベースとしたまちづくり

このなかで、土地利用に関しては、施策大綱の1番目に掲げた「人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります」の第1項「土地利用計画の遵守」の第1目に「総合的・計画的な土地利用の推進」の必要性を示すとともに、第2目において、「都市計画に基づく土地利用の推進」の必要性を示し、「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が推進され、自然との調和を図りつつ、健康で文化的な土地生活と機能的な都市活動が確保できている状態」を目指すべき姿として、この目標達成の取組として以下5つの方向性を示しています。

<施策の方向性>

- ① 土地利用との調整を図り、関係法令の適正な運用に努め、現在の都市計画区域を堅持します。
- ② 都市計画道路の見直しを実施し、現行の都市計画の変更を行います。
- ③ 都市施設等の都市基盤の整備を促進します。
- ④ 御代田駅前周辺の面的な整備を検討します。
- ⑤ 浅間山の景観を保全し、良好な自然景観を将来に残すために、現行の風致地区の規制を堅持します。

これに関連する個別計画『御代田町都市計画マスタープラン』（平成27年6月策定）では、将来の土地利用の構想として町全体を以下5つのゾーンに区分するなかで、将来都市構造図において、町全体を都市軸・地域連携軸と自然環境軸でつなぎつつ、「市街地」として位置づけるエリアに、中心商業地や行政・文化・交流拠点、文教厚生拠点などの主要な生活拠点の集積を図る方向性を示しています。



出典：御代田町都市計画マスタープラン

図 土地利用ゾーニング（左）と将来都市構造図（右）

本計画では、これらの上位計画に示された土地利用の考え方を基本に据えつつ、本計画と同時並行で、『御代田町都市計画マスタープラン』を補完する土地利用施策の指針として、令和5年3月に策定した『御代田町まちづくり基本計画』に示されたまちづくりの目標や方針も十分に踏まえることとします。

同基本計画では、『究極的に住みやすい・居住者に選ばれるまち』をまちづくりの目標に掲げるなかで、市街地のみならず、町全体でこれを目指す考え方を示しています。それは単に市街地外にも無秩序に居住を受け入れていくということではなく、町内を複数の居住タイプに区分するなかで、市街地外にもそれぞれの自然環境や歴史・文化を大事にしながら育んできた住環境やコミュニティがあることを踏まえ、まちなか(市街地)との円滑なアクセス性の確保を図りながら、市街地からは外れた場所にある農村集落や旧街道沿いの集落、森林内にある住宅地なども良好な住環境として保全・継承していこうとする考え方です。そしてこれを具体的な施策に落とし込む際の基本的な考え方として、以下3つのまちづくりの基本方針も定めています。

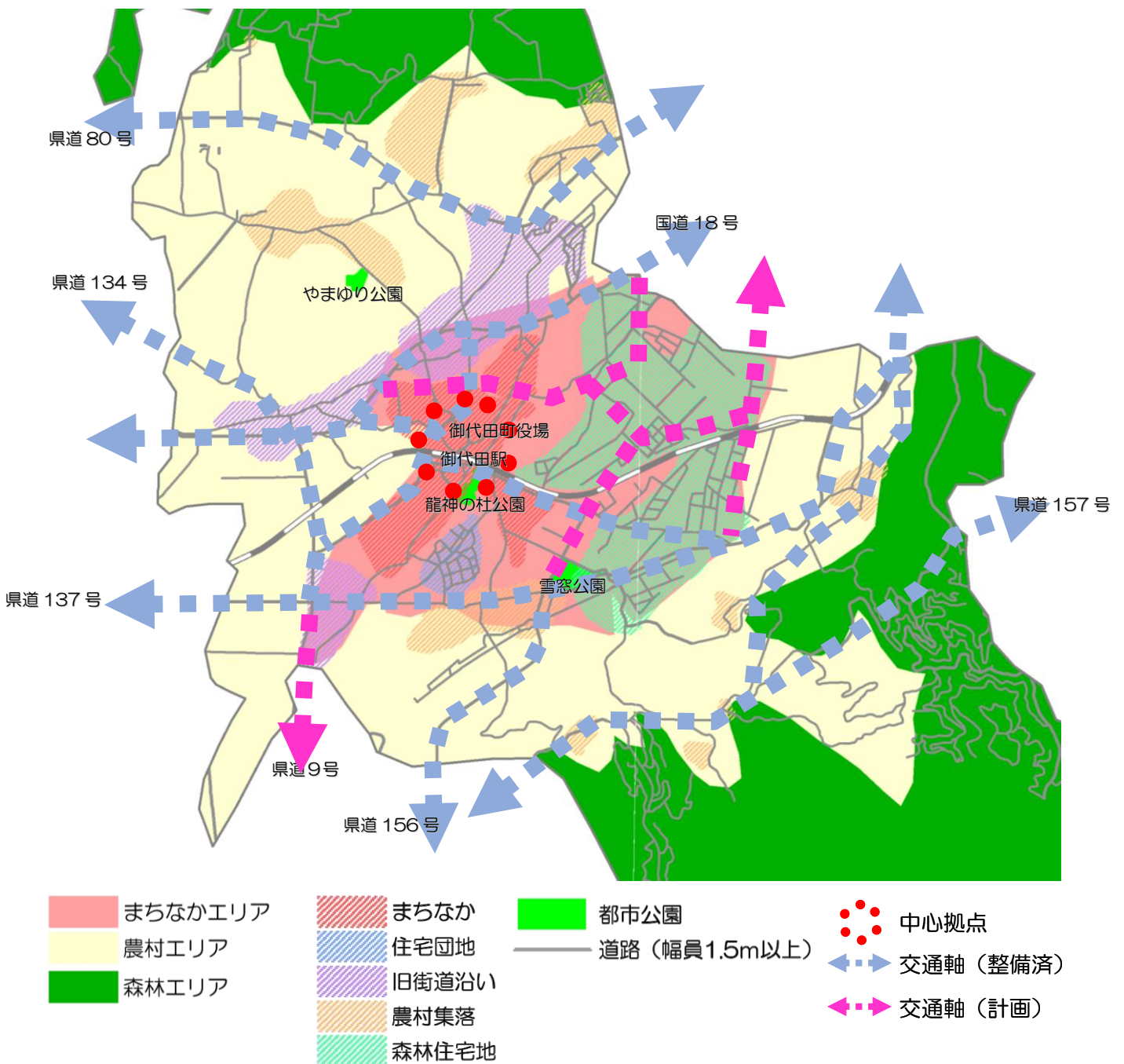
- 方針1** グリーン・ベイストな（自然環境や公園などのみどりの力を最大限に引き出す）まちづくり
- 方針2** コミュニティ・ベイストな（地域内外の人々のまちへの主体的な関わりと多彩な交流を生み出す）まちづくり
- 方針3** セイフティ・ベイストな（いざというときのリスクを低減し、日常の安全・安心を得られる）まちづくり

本計画は、これらの考え方も念頭に、目標とするまちづくりを実現するための有効な手段の一つとして機能されるものとして、立地適正化を図ります。

3.2 立地適正化における都市の骨格構造

前項で示した内容を踏まえ、都市の骨格構造を以下のように設定しました。

既存の交通軸をみると、農村エリアにおいては国道18号をはじめとする東西の交通軸が広く整備されており、小諸市から佐久市までを南北に結ぶ交通軸として県道9号佐久軽井沢線等が整備されています。対して、都市計画決定されているものの、未整備となっている交通軸をみると、まちなかエリア（用途地域）にける主要な交通軸が十分に整備されておらず、とくに線路を境とした南北の交通軸、また、まちなかエリアと軽井沢町とを結ぶ東西の交通軸が十分に整備されていません。まちなかエリアへのアクセスのしやすさや、別荘地やベッタウンとしての役割を果たす西軽井沢区とまちなかエリア、軽井沢町とのアクセスのしやすさを考えると、これらの交通軸の整備を積極的に進めていく必要があります。



出典：佐久都市計画、国土数値情報、庁内資料

図 都市の骨格構造